

# 評価実施手引書

高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）

（平成16年度実施分）

（案）

機構評価担当者用

平成16年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

## はじめに

この評価実施手引書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が平成16年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）において、評価担当者が用いるものである。

本手引書は、評価担当者が、高等専門学校機関別認証評価の意義と方法を十分に把握し、共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものである。

「第1章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の対象校及び実施体制等」

「第2章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価のプロセス」

では、機構が行う高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の基本的な評価の内容・方法等を、

「第3章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価方法（1）- 書面調査」

「第4章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価方法（2）- 訪問調査」

「第5章 評価報告書原案の作成」

では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価内容・方法等について、それぞれ記載している。

また、機構では、本手引書の他に、機構の評価の一環として各高等専門学校が自己評価を行うための実施要項（『自己評価実施要項』）を作成している。

本手引書は、機構の評価担当者が用いるものであるが、評価の透明性を確保する観点から、機構のホームページ(<http://www.niad.ac.jp/>)に掲載することとしている。

# 目 次

はじめに	i
第 1 章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の対象校及び実施体制等	
対象校	
実施時期	
実施体制 - 高等専門学校機関別認証評価委員会等	
1 高等専門学校機関別認証評価委員会	
2 評価部会	
3 評価担当者に対する研修の趣旨・目的	
第 2 章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価のプロセス	
1 高等専門学校機関別認証評価委員会における評価のプロセス	
2 評価部会における評価のプロセス	
第 3 章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価方法(1) - 書面調査	
書面調査の実施体制及び方法	
1 書面調査の実施体制	
2 書面調査の実施方法	
目的の確認	
1 意義	
2 確認の内容	
3 「目的」の追加提出	
書面調査の作業内容	
1 概略	
2 観点ごとの評価	
3 基準ごとの評価	
4 選択的評価事項の評価	
書面調査段階の評価案の作成	
その他の留意点	
第 4 章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価方法(2) - 訪問調査	
訪問調査の事前準備	
1 訪問調査参加者の構成	
2 訪問調査の実施日程の決定及び通知	
3 調査内容等の決定及び通知	
訪問調査の実施方法及び内容	
1 訪問調査の実施方法	
2 訪問調査の内容	
訪問調査時のミーティング	
学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取	
調査結果の取りまとめ	
訪問調査スケジュール（例）	
第 5 章 評価報告書原案の作成	
評価報告書原案の構成	
「基準ごとの評価結果の内容」の記述	
評価報告書原案の取扱い	
別紙 1 平成 16 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の 評価対象校一覧	
別紙 2 平成 16 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の スケジュール	
別紙 3 評価報告書イメージ	
別紙 4 関係法令等	
別紙 5 高等専門学校機関別認証評価委員会 評価委員名簿	

# 第1章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の対象校及び実施体制等

本章は、高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の対象校及び実施体制等について記載したものであり、「対象校」、「実施時期」、「実施体制 - 高等専門学校機関別認証評価委員会等」から構成されている。

## 対象校

国・公・私立高等専門学校のうち、学校長から評価の要請のあった高等専門学校8校（国立：5校，公立：1校，私立：2校）を対象とし、対象校の組織全体を単位として実施する。（別紙1「平成16年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価対象校一覧」参照）

## 実施時期

平成16年 3月末	対象校への説明会の実施
平成16年 7月	評価担当者に対する研修(書面調査及び訪問調査の実施の手順，留意事項等)の実施
平成16年 7月末	対象校から自己評価書の提出
平成16年 8月～	書面調査及び訪問調査の実施
平成16年12月	評価結果を確定する前に当該対象校に通知
平成17年 1月上旬	対象校から意見の申立て
平成17年 1月下旬	評価結果の確定，公表

(注) 評価全体の実施スケジュールについては、別紙2「平成16年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）のスケジュール」に示すとおりである。

## 実施体制 - 高等専門学校機関別認証評価委員会等

### 1 高等専門学校機関別認証評価委員会

#### (1) 職務

高等専門学校機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」とする。）が決定するは、高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の基本的方針に基づきを定め、高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）をその実施するために必要な具体的内容・方法等を審議するとともに、同委員会に置かれる評価部会が取りまとめる評価報告書原案、対象校からの意見の申立てへの対応等について審議・決定する。また、試行的評価の経験を踏まえて、平成17年度以降の本格実施に向けての評価基準・評価方法の見直し等について審議・決定する。

#### (2) 構成

対象校の教育活動等の状況や成果を多面的に明らかにするため、国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会・経済・文化等の各方面の有識者により構成する。

### (3) 委員長・副委員長

評価委員会規則に基づき、委員の互選により委員長及び副委員長を置き、選任する。委員長は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い、副委員長は委員長を補佐する。

## 2 評価部会

### (1) 職務

評価委員会が決定する基本的方針に基づき、書面調査及び訪問調査を行なう。また、その調査結果に基づき「評価報告書原案」を作成するし、評価委員会に提出する。

### (2) 構成

評価委員会委員及び専門委員で構成しを中心に、1部会当たり8名程度で、4部会を編成し、1部会当たり2校を担当する。なお、評価部会の構成員は、自己の関係する対象校の評価に参画することができない。

### (3) 部会長・副部会長

部会長及び副部会長を置く。部会長は当該部会における意見の取りまとめ、部会内の連絡調整及び評価委員会との連絡調整等を機構事務局を通して行なう。副部会長は部会長を補佐する。

## 3 評価担当者に対する研修の趣旨・目的

本評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要がある。このため、評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、第2章以降に関連する、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を書面調査に先立って実施する。

## 第2章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価のプロセス

本章は、高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価のプロセスについて記載したものである。

### 1 高等専門学校機関別認証評価委員会における評価のプロセス

#### (1) 自己評価書の受理と確認

対象校から提出された自己評価書（根拠となるデータ等を含む。以下同じ。）を受理し、様式、内容等について問題がないかを確認する。その結果、自己評価書に何らかの問題があると判断した場合には、この段階で速やかに対象校に照会し、必要に応じ再提出自己評価書の追加提出を求めることができる。

#### (2) 自己評価書の回付

(1)の確認を行った後に、自己評価書を評価部会へ回付する。

#### (3) 評価報告書原案の審議・決定

次の「2 評価部会における評価のプロセス」を経て、評価部会から提出された評価報告書原案を審議・決定し、対象校へ通知する。

#### (4) 意見の申立てへの対応の審議・決定

対象校からの意見の申立てへの対応について、審議・決定する。

#### (5) 評価報告書の最終決定・通知

評価報告書を最終決定し、対象校及びその設置者へ通知する。

### 2 評価部会における評価のプロセス

#### (1) 書面調査の実施

評価委員会から回付された自己評価書を次の基準について分析・調査して書面調査を実施する。

基準1	高等専門学校の目的
基準2	教育組織（実施体制）
基準3	教員
基準4	学生の受入
基準5	教育内容及び方法
基準6	教育の成果
基準7	学生支援等
基準8	施設・設備
基準9	教育の質の向上及び改善のためのシステム
基準10	財務
基準11	管理運営 （選択的評価事項）
基準	研究目的の達成状況
基準	正規課程以外の教育サービスの状況

書面調査における分析・調査結果に基づき、書面調査段階の評価案を整理作成する。また、この評価案を踏まえ、訪問調査の調査内容の検討・整理を行う。

(2) 訪問調査の実施

書面調査段階の評価案を取りまとめた後に訪問調査を実施し、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について調査する。

(3) 評価報告書原案の作成

訪問調査で得られた知見によって、書面調査段階の評価案を加筆・修正の上、評価報告書原案を作成し、評価委員会へ提出する。

## 第3章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価方法(1) 書面調査

本章は、高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価方法である「書面調査」及び「訪問調査」のうち、評価部会が行う「書面調査」について記載したものであり、「書面調査の実施体制及び方法」、「目的の確認」、「基準ごとの評価書面調査の作業内容」、「書面調査段階の評価案の整理作成」、「その他の留意点」から構成されている。

### 書面調査の実施体制及び方法

#### 1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、評価部会ごとに実施する。評価部会においては、書面調査の基本的な方法や手順などについて確認するとともに、各評価担当者の役割や分担について決定する。
- (2) 書面調査の内容・方法等について、評価部会間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて、各評価部会長・副部会長打合せ会議からなる運営小委員会等を行う。

#### 2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、まず、対象校の自己評価結果とその根拠となる資料・データ等（機構が独自個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）を評価部会構成員が個別に分析・調査することをまねき行い、書面調査票に記入する。
- (2) 次に、各構成員が記入した書面調査票を基に、評価部会全体で意見を取りまとめ、書面調査段階の評価案を作成する。
- (3) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となるデータ等が不十分な場合は、評価委員会又は評価部会内で意見調整をした上で、機構事務局を經由し、対象校に照会や提出依頼を行う。また、対象校からも文書による回答を求める。
- (4) 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象校の評価内容に係る情報については、外部へ漏らしてはならない。

### 目的の確認

#### 1 意義

「目的」の確認の意義は、本評価が、対象校の個性や特色が十二分に発揮できるよう、対象校が有する「目的」を踏まえて行うよう配慮されていることから、それらが明確かつ具体的に記述されていない（高等専門学校の使命、教育活動等を行うに当たったの基本方針、教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容などが含まれていない）ことで、評価作業全体に支障を来すことを防ぐことである。ために行うものである。

#### 2 確認の内容



(1) 様式上の確認

文字数

4,000字以内かどうか。

簡潔な記述の仕方

項立て・箇条書きなどがなされ、分かりやすい記述となっているか。

課程及び学科・専攻ごとの独自の「目的」

課程及び学科・専攻ごとに独自のものがある場合に、先ず共通のものを記述した上で、課程及び学科・専攻ごとに独自の「目的」を記述しているか。

(2) 明確性，具体性の確認

次の内容等が，明確かつ具体的に整理・記述されているか。

高等専門学校の使命

教育活動等を行うに当たっての基本方針

教育目標等基本的な成果として達成しようとしている内容

なお，機構の本評価は，現在実施している活動等の状況を対象とするが，現在に至るまでの過去の状況を分析することが必要な場合もあるので，対象校が，そうした過去の状況も踏まえた上で，「目的」を整理しているかについても留意する必要がある。

(3) 選択的評価事項に関する「目的」の確認

対象校が，選択的評価事項の評価を希望する場合には，次の箇所に「目的」が記述されているか。

「目的」のページの記述

選択的評価事項に関する基本的な「目的」を記述しているか。

選択的評価事項の自己評価の欄の記述

選択的評価事項の実際的评价にあたっては，当該事項における基準に照らした対象校の「目的」の達成度を状況等について評価するため，当該基準の自己評価の欄に，より具体的な「目的」の内容の記述をしているか。

(4) その他の視点

対象校がその運営等に関して，期間を定めた目標等を有している場合には，その目標等の達成状況などを自己評価に反映させることも可能である。その際には，対象校がその期間を定めた目標等の基本的な内容を「目的」として位置付け，整理・記述していることに留意する必要がある。

### 3 再提出「目的」の追加提出

評価委員会評価部会は，書面調査を行う前に，対象校から提出された自己評価書に記載されている「目的」を上記2について確認する。「目的」が明確性，具体性に欠けるなどの問題があると判断した場合には，この段階で速やかに対象校に照会し，必要に応じ再提出「目的」の追加提出を求められることができる。

### 基準ごとの評価書面調査の作業内容

## 1 概略

### (1) 手順

評価部会は、~~評価委員会における~~「目的」の確認の後、書面調査による基準ごとの評価を実施する。具体的には、各評価部会構成員が基準ごとに自己評価結果とその根拠となる資料・データ等（機構が独自個別に調査・収集した資料・データ等を含む。）を次の手順に沿って、分析・調査し、その結果を各評価部会全体で取りまとめ、書面調査段階の評価案を作成することによりという手順で行う。なお、評価部会は、書面調査による評価を訪問調査前までに終了させる。

観点ごとの評価 (下記2参照) (選択的評価事項においては、下記4参照)	基準ごとの評価 (下記3参照) (選択的評価事項においては、下記4参照)	<del>優れた点及び改善を要する点の判断 (下記3(4)、4(4)参照)</del>
--	--	---

### (2) 評価の視点

教育活動等のアウトカム，アウトプット（達成を示す成果）について評価する基準との評価を基本とするが、状況に応じてインプット（組織編成及び人的・物的資源などの投入）やプロセス（教育課程，教育環境及び提供するサービスの展開）について評価する基準がある評価が必要となる場合もあるので留意する。

## 2 観点ごとの評価

### (1) 不足観点の有無の確認

評価部会は、次の点について確認する。

高等専門学校評価基準に示された「基本的な観点」が欠けていないか。

「目的」に照らして、評価部会として必要不可欠となる考える「独自の観点」が欠けていないか。

上記の結果、不足観点（あるいはそれに付随するデータ，資料等）が確認された場合、対象校に不足観点（あるいはそれに付随するデータ，資料等）の追加提出を求めることができる。

### (2) 「観点にかかる状況」の分析

観点にかかる状況について、観点ごとに根拠となるデータ，資料等で確認しつつ、次の4段階（基準1 - 1 - ， については、「問題がない」あるいは「問題がある」の2段階）のいずれであるか判断を行う。その際、(3)「分析の際の判断方法」を参考としつつ、分析・調査を行い、判断の根拠となる「評価結果の根拠・理由」を「優れた点及び改善を要する点」を含めて記述する。また、これらの分析の際に、~~「優れた点及び改善を要する点」~~「訪問調査時に確認を要する事項」を抽出しておく。

{ 「優れている」  
「相応である」 }

「一部問題がある」  
「問題がある」

(3) 分析の際の判断方法

~~基準1-1-1について~~

基準1～1.1については、機構として、各高等専門学校において満たすことが必要と考える内容であり、評価はこれらの基準を満たしているかどうかの判断を中心として行う。したがって、これらの基準を評価する際の「観点にかかる状況の分析」では、対象校の「目的」を踏まえつつ、高等専門学校として一般的に期待される水準からみた対象校の状況を次の4段階で判断する。ただし、対象校の「目的」を踏まえた結果、対象校によって判断基準に若干の修正を加える。なお、前述のとおり、基準1-1-~~1~~については、「問題がない」あるいは「問題がある」の2段階で判断する。

対象校の状況	<u>一般水準以上を上回る</u>	<u>一般水準程度</u>	<u>一般水準以下を下回る</u>	<u>大きく一般水準以下を大きく下回る</u>
観点の判断	優れている	相応である	一部問題がある	問題がある

3 基準ごとの評価

(1) 評価部会は、前記2の(2)で分析・調査した結果に基づき、基準1～1.1の「基準」ごとに書面調査段階の評価案に盛り込む「評価結果（認証判断）」、「評価結果の根拠・理由」（「優れた点および改善を要する点」を含む）を検討する。

(2) 「評価結果（認証判断）」は、基準1～1.1の各基準の「基本的な観点」及び「対象校が独自に設定した観点」の分析結果を総合的に判断し、次の2通りで判断し、記述する。

「基準 を満たしている」  
「基準 を満たしていない」

(3) 評価案に盛り込む「評価結果の根拠・理由」（「優れた点及び改善を要する点」を含む）は、「評価結果（認証判断）」の根拠となるものであるため、その視点から前記2の(2)で分析・調査したものを精選・整理する。

~~(4) 「優れた点及び改善を要する点」は、前記2の(2)で抽出した内容から、「目的」に照らし、特に重要なものを精選・整理する。~~

4 選択的評価事項の評価

(1) 観点ごとの評価

基準1～1.1に準じる。（前記2参照）

ただし、選択的評価事項においては、「分析の際の判断方法」として、基準に照らした各対象校の「目的」の達成状況を次の4段階で判断する。

対象校の状況	「目的」水準以上を 十分達成している	「目的」水準程度を おおむね達成している	「目的」水準以下 の達成状況がやや不十分 である	大きく「目的」水準以下 の達成状況が不十分 である
観点の判断	優れている	相応である	一部問題がある	問題がある

## (2) 基準ごとの評価

基準 1 ~ 1 1 に準じる（前記 3 参照）が、「評価結果」については、基準を満たしているかどうかの判断を行わず、前記 3 の(2)「評価結果（認証判断）」を「目的の達成の程度状況を示す記述」に置き換え、次の 4 段階で判断し、記述する。

「十分達成している」 「相応に達成しているおおむね達成している」 「ある程度達成しているやや不十分な達成状況である」 「達成していない不十分な達成状況である」
--

なお、「評価結果の根拠・理由」及び（「優れた点及び改善を要する点」を含む）については、基準 1 ~ 1 1 に準じる。（前記 3 の(3)～(4)参照）

## 書面調査段階の評価案の整理作成

### (1) 評価案の整理作成

評価部会は、本章の「基準ごとの評価書面調査の作業内容」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査段階の評価案を整理作成する。

### (2) 評価案の形式

評価部会は、評価案を整理作成するに当たって、「第 5 章 評価報告書原案の作成」に則り、報告書に準じた形式で取りまとめる。

### (3) 訪問調査内容の整理・検討・整理

評価部会は、評価案を踏まえて、「第 4 章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価方法(2) - 訪問調査」を実施するに当たって必要な調査内容の整理・検討・整理を、この段階で併せて行う。

## その他の留意点

次の点について留意するとともに、各対象校の評価に当たって、個別事例が生じた場合は、運営小委員会で随時協議し、統一的な見解の下で評価を実施することとする。

- (1) 各対象校の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを十分考慮して、評価する。
- (2) 本評価は、各対象校が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するために、その教育活動等の改善に資することを目的としていることから、各対象校の工夫（特色）ある取組や

改善に向けての努力などについて、必ずしも十分な成果を挙げるに至っていないものに関しても十分配慮しつつ、評価を行う。

## 第4章 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価方法(2) 訪問調査

本章は、高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価方法のうち、評価部会が行う訪問調査の実施方法等について記載したものであり、「訪問調査の事前準備」、「訪問調査の実施方法及び内容」、「訪問調査時のミーティング」、「学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取」、「調査結果の取りまとめ」、「訪問調査スケジュール（例）」から構成されている。

### 訪問調査の事前準備

評価部会は、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について調査するとともに、その調査結果を伝え、対象校からの意見を求めることを目的として、訪問調査を実施する。

#### 1 訪問調査参加者の構成

##### (1) 構成

原則として、各評価部会において当該対象校の書面調査を担当した委員を中心に構成し、若干名の機構教職員が随行する。

##### (2) 部会長・副部会長

原則として、部会長もしくは副部会長が取りまとめ役を務め、調査内容の調整、対象校との協議、調査結果の取りまとめなどを行う。

#### 2 訪問調査の実施日程の決定及び通知

~~(1) 訪問調査の実施日程は、予め、機構において対象校と協議した後、評価チームとの調整を図って決定し、対象校に通知する。~~

~~(2) 調査日数は、訪問調査の実施日程は、~~予定する調査が十分実施できることを前提として、対象校の規模や、調査内容の分量を踏まえ、機構事務局を通して対象校と協議した上で、評価部会が決定する。なお、実施スケジュールは、後述「訪問調査スケジュール（例）」に示す標準的な例を参考に、各評価部会で決定するし、対象校に通知する。

#### 3 調査内容等の決定及び通知

(1) 評価部会は、第3章「書面調査段階の評価案の整理作成」で記述した「書面調査段階の評価案」とともに踏まえ、対象校ごとに調査内容（補足調査事項、視察する授業や施設、面接調査面談の対象者など）を整理する。当該調査内容は、~~対象校に対して事前に通知し、準備を依頼する。~~

~~(2) 評価チームは、「書面調査段階での評価案」に加え、~~また、訪問調査時に補足説明及び根拠と

なる資料・データ等の提出を求める事項を「訪問調査時の確認事項」として取りまとめ、「書面調査段階の評価案」とともに、訪問調査実施の遅くとも2週間前までに機構事務局を通じ、対象校に通知する。

- (9)(2) 評価部会は、訪問調査を効率的に実施するため、調査当日における役割分担を決める。また、対象校の調査内容やその個別事情を踏まえ、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を工夫する。

## 訪問調査の実施方法及び内容

### 1 訪問調査の実施方法

- (1) 各評価部会は、対象校の関係者（責任者）との面談やデータ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生や卒業生などへの面接との面談や、教育指導及び学習の観察などを行う。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本とするが、対象校の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができる。また、面接面談、教育指導及び学習の観察などの調査時には、面接面談対象者や調査施設ごとに、担当委員を数名ずつにグループ分けし、各グループが同時並行して調査を進行するなどの方法を用い、調査を効率的に実施する。
- (2) 対象校の関係者（責任者）との面談では、前記一の3の(1)で送付した「書面調査段階の評価案」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、対象校の関係者から補足説明又はデータ等の提供を受ける。
- (3) 各評価部会は、対象校の関係者からの補足説明又はデータ等の提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠となるデータ等の提出を求める。この場合、後述の の評価案の説明に際しては、該当部分の評価案は当該データ等による分析を加えた上で取りまとめる旨説明し、該当部分の評価案の説明を控える。
- (4) 各評価部会は、学生や卒業生などへの面接との面談や教育指導及び学習の観察などで得られた知見や、上記(2)で確認した補足説明等の結果を総合的に判断して、「書面調査段階の評価案」の見直し、修正等を行い、訪問調査終了時点での評価案を対象校の関係者に説明する。その際、評価部会全体で再度協議を要する事項がある場合は、上記(3)と同様に当該事項についての後述 の説明は控える。
- (5) 訪問調査チームから意見を述べる調査内容等に関する対象校からの質問に回答する場合は、原則として評価部会として全体の考え方に基づくものとする。ただし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言する。

### 2 訪問調査の内容

- (1) 根拠となる資料・データ等の補完的収集  
根拠となる資料・データ等のうち、現地においてのみ閲覧が可能な試験問題、研究論文卒業

研究、卒業制作などの書類の調査を行う。

自己評価書とともに提出された根拠となる資料・データ等に関連して、当該資料・データ等をより精度の高いものとするための補完的書類を収集する。

(2) 学校関係者（責任者）との面談

訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるよう、学校関係者に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄及び、~~前記の3の(1)で送付した~~「書面調査段階の評価案」と「訪問調査時の確認事項」に対する意見・回答について、補足説明を受ける。対象面談者は、学校長、教務主事、学生主事、寮務主事などの責任者的立場にある者とする。

(3) 学校の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフへの面接調査との面談

学校関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象校が行う教育活動に参加している立場から、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行う。

(4) 学生、卒業生等との面接調査との面談

現に教育を受けている学生としての立場、また、既に卒業した社会人などの立場から、当該対象校における教育活動等の状況について、優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの視点から調査を行う。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想などといった一般的な事項をはじめ、授業や実験・実習の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）などについては、学生の満足度を知る上で重要であるので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努める。

【調査事項質問例】

学校の目的等はどのようなものか知っている（いた）か  
各種ガイダンスの内容及び方法は有効である（あった）か  
シラバスと実際の授業との関係はどうであるは役に立っている（あったいた）か  
授業運営はどのようなものである（あった）か  
（授業の分かりやすさ、質問などへの対応状況、教材等の活用状況）  
学校の求めている学力などは身に付いている（いた）か  
成績評価は妥当なものである（あった）か  
学生生活は快適である（あった）か  
学生の意見が教育活動、学習環境や課外活動等に反映されるようになっている（いた）か

(5) 教育指導及び学習教育現場の観察

自己評価書において記述された取組や現状について、授業や実験・実習、演習や少人数教育などの特色ある取組が、教育現場では実際にどのように実施されているかなど、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査する。

【調査対象例】

—授業や実験、実習の視察—

—演習や少人数教育などの特色ある取組の現場視察— など

(6) 学習環境の状況調査

自己評価書において記述された学習環境の状況について、実態はどのようになっているか、自



己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査する。また，必要に応じて，実際にサービスを疑似体験し，利便性を調査することも考慮する。

ア) 図書館サービス

【調査事項例】

カリキュラム，教育指導，学習などから求められる要件を満たしているか  
書籍，定期刊行物のストック，指定学習教材，学習スペース，その他の学習支援設備は十分なものであるか  
利用案内，開館時間などの利用者支援は適切か  
教育スタッフと図書館サービス部門との連携はとれているか

イ) 附属教育研究施設

【調査事項例】

カリキュラム，教育指導，学習などから求められる要件を満たし，機能しているか

ウ) ~~教育指導，学習，情報教育~~自主的学習・情報教育関係の施設・設備及び学生寮

【調査事項例】

カリキュラム，教育指導，学習などに求められる要件を満たしているか  
自主的学習用のスペースは十分か  
情報教育関係施設・設備の整備・利用体制は十分か  
学生寮などの施設・設備の整備・利用体制は十分か

## 訪問調査時のミーティング

各評価部会は，当該調査を効率的かつ合理的に行うため，調査期間中に必要に応じてミーティングを開催し，当日の調査内容の打合せや調査結果に~~よけ~~，評価部会において最終的に評価結果を判断するために必要な根拠データ等が~~収集確認できたかどうかを検討する~~確認を行う。

これは，委員評価担当者間の共通認識を図る重要な場でもあるので，有効に活用する必要がある。

## 学校関係者（責任者）への訪問調査結果の説明及び意見聴取

各評価部会は，対象校の関係者との共通理解を図り，評価結果の確定を円滑に行うため，訪問調査で得られた知見や根拠データ等の調査結果を説明し，それに対する意見を聴取する。この際，対象校から新たな根拠データ等の提出の申し出があった場合は，調査終了後，1週間以内に提出を求める。

また，~~対象~~面談者は，の2の(2)「学校関係者（責任者）との面談」と同様に校長，教務主事，学生主事，寮務主事などの責任者的立場にある者とする。

## 調査結果の取りまとめ

各評価部会は，訪問調査終了後，調査結果を取りまとめ，~~評価チームに報告し，評価チーム全体で~~第5章に記述する評価報告書原案を検討・作成する。

	調査内容	備考
第 1 日 目	13 ・学校到着（ミーティング） ・学校関係者（責任者）との面談	調査内容（当日分）の確認
	14	
	15	
	16 ・学校の一般教員及び支援スタッフ等との面談	
	17 ・卒業生との面談	
	18	
	19 （ミーティング）	
20		
第 2 日 目	10 （ミーティング）	調査内容（当日分）の確認
	11 ・教育指導及び学習の観察 ・学習環境の状況調査	講義，演習の観察 各種施設・設備等の調査
	12  （昼食・休憩）	
	13 ・学生との面談	
	14 ・根拠となる資料・データ等の補完的収集及び確認	
	15	
	16	
	17 （ミーティング）	調査内容（当日分）の整理 評価案の修正点の検討・整理
	18	
19		
第 3 日 目	10 （ミーティング）	評価案の修正点の説明内容確認 根拠となった事実の相互確認
	11 ・学校関係者（責任者）への評価案の修正点の概要説明	
	12	
	13	
訪問調査終了		

なお、調査内容の分量によっては、実施日程の短縮もあり得る。（の2参照）

## 第5章 評価報告書原案の作成

本章は、評価部会が行う評価報告書原案の作成方法について記載したものであり、「評価報告書原案の構成」、「『基準ごとの評価結果の内容』の記述」、「評価報告書原案の取扱い」から構成されている。

### 評価報告書原案の構成

(1) 評価部会は、書面調査段階の評価案を訪問調査で得られた知見によって、修正・加筆して、評価報告書原案を作成する。また、評価部会が作成する評価報告書原案の構成は、次のとおりとする。

認証評価結果  
対象校の現況及び特徴  
目的  
基準ごとの評価結果の内容  
選択的評価事項にかかる評価結果（申請校のみ）

(2) 「認証評価結果」については、次の2通りで判断する。

・基準1～1.1の全ての基準を満たす場合

「高等専門学校機関別認証評価基準を満たしている。」

・基準1～1.1のうち、1つでも基準を満たさない場合

「高等専門学校機関別認証評価基準を満たしていない。」

(3) 「対象校の現況及び特徴」、「目的」については、各対象校から提出のあった自己評価書から該当部分を原則として原文のまま転載する。

(4) 「基準ごとの評価結果の内容」及び「選択的評価事項にかかる評価結果」のそれぞれの記述方法は、後述の「及び」による。

### 「基準ごとの評価結果の内容」の記述

(1) 評価部会は、「書面調査」及び「訪問調査」を経て検討・整理した評価案に基づき、基準ごとの評価結果を記述する。

(2) 「基準ごとの評価結果の内容」の記述構成は、次のとおりとする。

「評価結果（「基準 を満たしている」または「基準 を満たしていない）」、「評価結果の根拠・理由」及び「優れた点及び改善を要する点」で構成する。

「評価結果」、「評価結果の根拠・理由」、「優れた点及び改善を要する点」は、第3章の「3 基準ごとの評価」の(2)(3)に基づき記述する。

(3) 「選択的評価事項にかかる評価結果」の記述構成は、前記(1)、(2)に準じるが、「評価結果」については、「十分達成している」「~~相応に達成している~~」「~~ある程度達成している~~」「達成して

~~「おおむね達成している」「やや不十分な達成状況である」「不十分な達成状況である」の4段階~~で記述する。(第3章 の4の(2)参照)

## 評価報告書原案の取扱い

- (1) 評価部会が作成する評価報告書原案は、評価委員会に提出される。
- (2) 最終的な評価報告書は、
  - 「認証評価結果」
  - 「対象校の現況及び特徴」
  - 「目的」
  - 「基準ごとの評価結果の内容」
  - 「選択的評価事項にかかる評価結果」(申請校のみ)
  - 「意見の申立て及びその対応」によって構成され、対象校及びその設置者へ通知する。(別紙3「評価報告書イメージ」参照)

平成 16 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）の評価対象校一覧

## 【国立高等専門学校】

対象校	準学士課程	専攻科課程
宮城工業高等専門学校	機械工学科 電気工学科 建築学 材料工学科 情報デザイン学科	生産システム工学専攻 建築・情報デザイン学専攻
仙台電波工業高等専門学校	情報通信工学科 電子工学科 電子制御工学科 情報工学科	電子システム工学専攻 情報システム工学専攻
富山商船高等専門学校	商船学 電子制御工学科 情報工学科 国際流通学	
徳山工業高等専門学校	機械電気工学科 情報電子工学科 土木建築工学科	機械制御工学専攻 情報電子工学専攻 環境建設工学専攻
久留米工業高等専門学校	機械工学科 電気電子工学科 制御情報工学科 生物応用化学科 材料工学	機械・電気システム工学専攻 物質工学専攻

## 【公立高等専門学校】

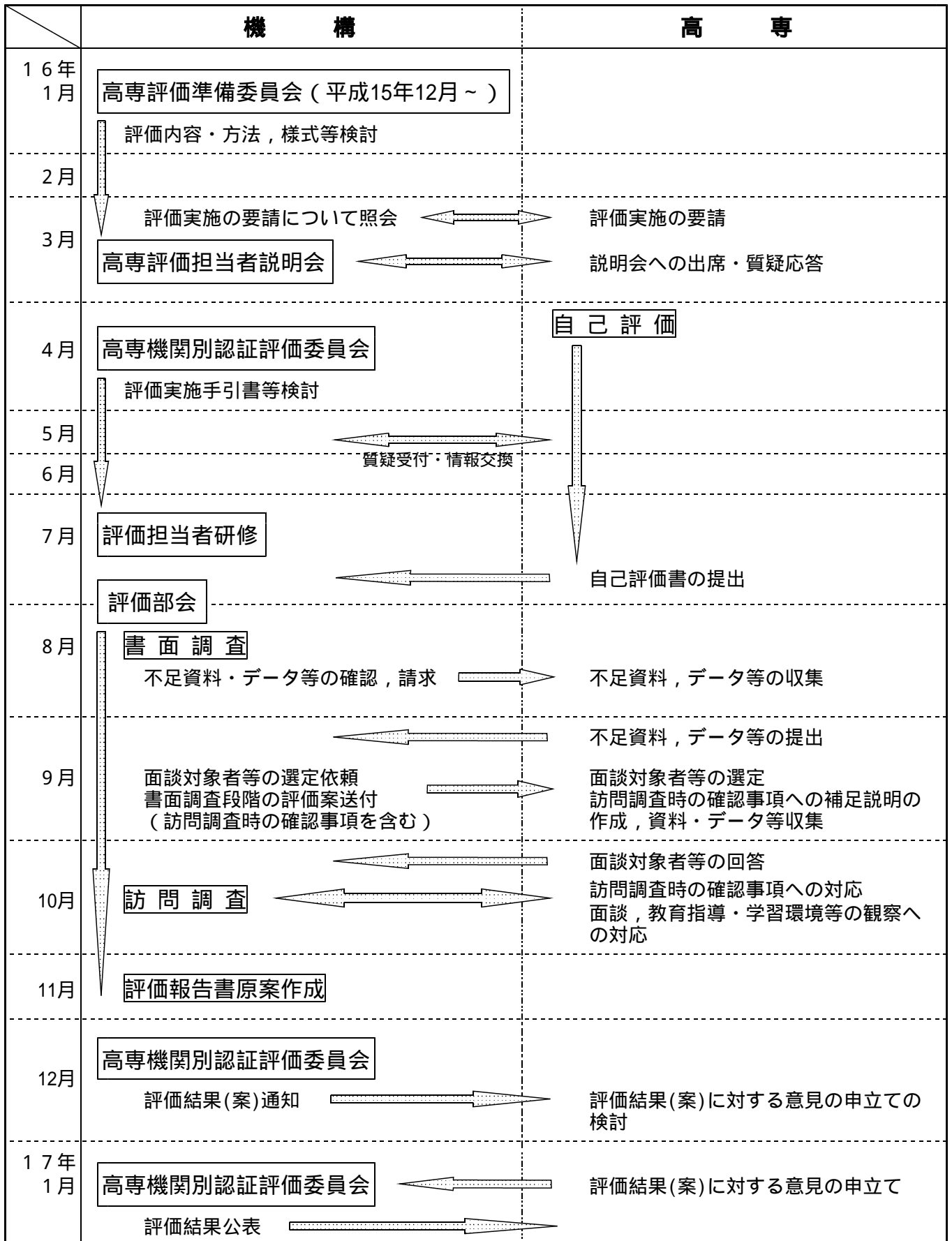
対象校	準学士課程	専攻科課程
東京都立航空工業高等専門学校	機械工学科 航空工学科 電子工学科	

## 【私立高等専門学校】

対象校	準学士課程	専攻科課程
金沢工業高等専門学校	機械工学科 電気情報工学科 国際コミュニケーション情報工学科	
近畿大学工業高等専門学校	機械システム工学科 電気情報工学科 建設システム工学科	

## 別紙 2

平成 16 年度に実施する高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）のスケジュール



# 評価報告書イメージ

## 高等専門学校機関別認証評価（試行的評価）

高等専門学校機関別認証評価  
（試行的評価）

評価報告書

高等専門学校

平成16年 月  
大学評価・学位授与機構

高等専門学校

・認証評価結果

大学評価・学位授与機構が定める高等専門学校機関別認証評価基準を満たしている。（満たしていない。）

-1-

高等専門学校

・対象校の現況及び特徴

1 現況	2 特徴
(1)対象校名	.....
.....	.....
(2)所在地	.....
.....	.....
(3)学科等編成	.....
.....	.....
(4)学生数及び教員数	.....
.....	.....
.....	.....

-2-

高等専門学校

・目的

高等専門学校の使命

1 .....

2 .....

教育目標等

1 .....

2 .....

-3-

高等専門学校

・基準ごとの評価結果の内容

基準 1 高等専門学校の目的

【評価結果】

・基準 1 を満たしている。（満たしていない）

（評価結果の根拠・理由）.....

.....

（優れた点及び改善を要する点）

.....

.....

-4-

高等専門学校

基準 2 教育組織（実施体制）

【評価結果】

・基準 2 を満たしている。（満たしていない）

（評価結果の根拠・理由）.....

.....

（優れた点及び改善を要する点）

.....

.....

（以下、基準 3～11 についても同様に評価結果を記述する。）

- -

高等専門学校

・選択的評価事項にかかる評価結果

基準 研究目的の達成状況

【評価結果】

（目的の達成状況を示す記述）

.....

.....

（優れた点及び改善を要する点）

.....

.....

（高専から選択的評価事項に申請があった場合に、評価を行い、結果を記述する。）

- -

高等専門学校

・意見の申立て及びその対応

1)申立ての内容	2)申立てへの対応
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----

- -

注 1)  は、対象校から提出された自己評価書等から原則として原文のまま転載する。  
 注 2) 本評価報告書様式は今後若干の変更が生じる可能性がある。

## 別紙 4

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第六十九条の三 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

専門職大学院を置く大学にあつては、（以下略）

前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第六十九条の四 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。

- 一 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
- 二 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
- 三 第四項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。
- 四 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。
- 五 次条第二項の規定により認証を取り消され、その取消の日から二年を経過しない法人でないこと。

六 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の五 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないおそれがあると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第二項及び第三項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、及びその求めによつてもなお改善されないときは、その認証を取り消すことができる。

文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第六十九条の六 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 認証評価機関の認証をするとき。
- 二 第六十九条の四第三項の細目を定めるとき。
- 三 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第七十条の十 第二十八条第八項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条（設置基準に係る部分に限る。）、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三、第六十九条、第六十九条の三（第三項を除く。）及び第六十九条の四から第六十九条の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

第四十条 法第六十九条の三第二項（法第七十条の十において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は七年以内、法第六十九条の三第三項の政令で定める期間は五年以内とする。



## 高等専門学校機関別認証評価委員会 評価委員名簿

あおき きょうすけ 青 木 恭 介	大学評価・学位授与機構教授
あずま いちろう 東 市 郎	北海道薬科大学教授
かみや たけし 神 谷 武 志	大学評価・学位授与機構学位審査研究部長
かんのみのる 神 野 稔	近畿大学工業高等専門学校長
さとう しゅうしん 佐 藤 修 臣	鳥羽商船高等専門学校長
つばきはら おさむ 椿 原 治	(社)日本工学教育協会専務理事
とくだまさのり 徳 田 昌 則	東北大学名誉教授
なかじま なおまさ 中 島 尚 正	放送大学副学長
ながしま しげお 長 島 重 夫	(株)日立製作所総合教育センタ技術研修所長
まつい ひろゆき 松 為 宏 幸	豊橋技術科学大学理事(副学長)
むろつ よしさだ 室 津 義 定	大阪府立工業高等専門学校長
やすだ くにお 安 田 國 雄	奈良先端科学技術大学院大学理事(副学長)
やなぎ けんいち 柳 謙 一	久留米工業高等専門学校長
よつやなぎ たかお 四ツ柳 隆 夫	宮城工業高等専門学校長
よねやま ひろし 米 山 宏	阿南工業高等専門学校長
わたなべ ひでお 渡 辺 英 夫	仙台電波工業高等専門学校長

なお，専門委員名簿に関しては，正式決定次第，これを掲載する。